

## 第2回 補助金等検討委員会 説明資料目次

### 資料④

1. 補助金の適正化に向けた取組みについて
2. 補助金の適正化に向けた課題の検討
3. 適正化・見直しの方向性

### 補足資料

資料⑤ 補助金の推移(新規・廃止・制度改正・団体(および概要))

資料⑥ 富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画(抜粋)

資料⑦ 富田林市補助金事務マニュアル、記載例集

資料⑧ 市議会・監査等で指摘された補助金

資料⑨ 補助金分類(参考)

## 補助金の適正化に向けた取組みについて (平成26年度から)

### 1. これまでの適正化に向けた取組み等

#### (1) 富田林市補助金等の交付に関する基本指針の策定(平成26年7月策定)

##### ① 補助金分類の見直し(団体補助から事業費補助への移行)

『平成25年以前』・・・「団体補助金」・「事業補助金」

『平成26年以降』・・・「団体運営費補助金」・「奨励的事業費補助金」・「委託的事業費補助金」

「団体運営費補助金」・・・市が公益上必要と認める団体の運営経費(新規で補助する場合は、団体設立時の初期段階における団体の運営経費)の一部を補助するもの。

「奨励的事業費補助金」・・・市が公益上必要と認める特定の事業や活動、市の行政目的の達成に寄与すると認める事業の経費の一部を補助する。

「委託的事業費補助金」・・・市が直接事業を行うよりも、団体が実施するほうがより効率的・効果的な結果が見込まれる委託的な事業に対し補助するもの。

**【見直し効果】** 平成25年度の団体補助金 33件 ⇒ 令和2年度の団体運営補助金 5件

##### ② 事業費補助のあり方

補助金額の算定基準をより明確にするため、補助の分類、内容に応じた補助率の基本的な考え方を設定。

「奨励的事業費補助金」 ⇒ 補助事業ごとの補助率(原則1/2以下)

「委託的事業費補助金」 ⇒ 10/10の補助率が可能(又は、予め定めた限度額以下の額)

**【見直し効果】** 補助金に係る予算執行の適正化

### ③補助対象経費の明確化(厳格化)

事業実施に必要な経費の範囲を明確にする ⇒ 個々の要綱改正へ  
交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費、積立金等は原則的に対象外。

#### 【見直し効果】 補助金に係る予算執行の適正化

### ④繰越金の解消

繰越金は原則的に認めない ⇒ 収支差額による剰余金が発生した場合は、原則、返納  
処理

#### 【見直し効果】 繰越金については、原則廃止。(一部、年度当初の事業実施のため、当該事業費分のみ認めている事例あり)

## (2)富田林市補助金事務マニュアルの一部改訂(平成28年度)※2回目の改訂

事務手続きの定期点検と職員の補助金交付事務の更なる適正執行を目的に、補助金事務マニュアルを一部改訂。

- ①記載例集の例示を交付から確定の一連の流れに沿う形に変更
- ②補助金等交付基準適合チェック票について、補助金(要綱)の審査と補助事業の審査が曖昧になっていた為、様式をわかりやすく変更
- ③相談事例の多い補助金の事務手続きや考え方を追記

#### 【見直し効果】 職員の補助金事務の標準化

## (3)個々の補助金交付要綱の見直しと要綱の公開(平成28年度から平成30年度)

団体補助金を事業費補助化したものは、対象事業や事業実施に必要な経費の範囲等が明確になっていないため、以下の項目について要綱の見直しを実施。また、各補助金交付要綱を公開。

- ① 補助対象事業…補助金の対象事業、対象団体の要件
- ② 補助対象経費…補助金の対象経費、対象外経費(交際費や飲食費など)の内容
- ③ 補助金の交付額…交付額の算定方法(補助率、補助単価、補助基準額など)

#### 【見直し効果】 補助金制度の透明性の確保

## 補助金の適正化に向けた課題の検討

### 1. 団体運営補助の適正化

平成 26 年度より補助金分類を改め、団体補助から事業費補助へ移行

- 平成 25 年度に 33 あった団体補助は令和 2 年度に5つまで減少
  - 類型別で比較すると補助金額が半減
  - 平成 28 年度から個別補助金の要綱を改正し、団体運営から事業に対する補助へ
- 残った 5 つの補助金については団体の基礎的な運営経費を補助している。
- 新規団体は立ち上げの支援(実績なし)、新規団体と既存団体で補助内容が不平等
- 平成 25 年時点で補助していた団体について、補助類型は移行したが、現在でも補助が継続しており、実質的な硬直化がみられる(※硬直化は、なにをもって硬直化とするか定義が必要)

### 2. 委託的補助事業のあり方

委託的補助金と委託業務の整合性

- 市が直接事業を行うよりも、団体が実施するほうがより効率的・効果的
  - 事業内容(委託的、奨励的)に応じて補助率(10/10、1/2)の設定を行った
- 市の要求に従い事業を発注するのであれば仕様書の整備が必要
- 補助金を交付するにあたっては成果(実績報告)の検証が必要
- 交付相手方が固定されてしまい競争性が働かない。事業内容に応じて補助ではなく、委託業務として発注も視野に入れる必要がある。
- 補助金類型について再度見直しをする必要がある。

### 3. 成果の設定、効果検証

明確な補助金の目的と成果を設定し、実績を評価して補助金を交付

- 事業補助化により補助の目的が明確化
  - 補助対象経費を規定することで透明性を確保
- 成果が設定できず、効果検証ができていない
- 上記に伴いPDCAサイクルが回らず、補助金の有効性を高められない
- 補助金の新規・変更・廃止を行うにあたって、一定のルール・基準に基づいた判断ができない

## 適正化・見直しの方向性

### 1. 事業補助を原則とする

団体等の運営に関する費用を補助することは、補助金の交付基準や経費が不明瞭になり、また補助金の効果検証も不十分となる。補助が長期にわたることで自立性を阻害する恐れもあるため、原則は事業補助とする

### 2. 補助目的・目標を具体的かつ明確にする

補助の目的・目標については、市民の福祉の向上に寄与するか、市民ニーズに対応しているか、受益が特定に偏らず広く市民に及ぶものかを明確に規定する。

### 3. 補助の効果を常に検証する

補助の目的・目標に対応した成果について効果を検証する。その結果に応じて補助金の継続の是非や、補助内容、金額の見直しを行う。

### 4. 社会情勢の変化に対応する

社会情勢や時代の変化を捉え、公と民で担う領域を検証し、補助の必要性を判断する。

### 5. 補助団体の財務状況を把握する

補助団体の財務状況を確認し、余剰金や自主財源での事業展開が可能であれば、補助金の停止・廃止を検討する。

### 6. 補助対象経費を明確化する

団体運営の一般管理経費や社会通念上公金での支出が不適切な経費については補助対象外とする。

### 7. 適切な歳出科目への見直し

市が実施主体となる委託事業補助について、補助事業の内容を精査し、委託料としての支出が適切であるものについては、歳出科目の見直しを行う。